

平成29年度第1回地域医療構想調整会議

調整会議の進め方等について

平成29年5月

秋田県健康福祉部医務薬事課

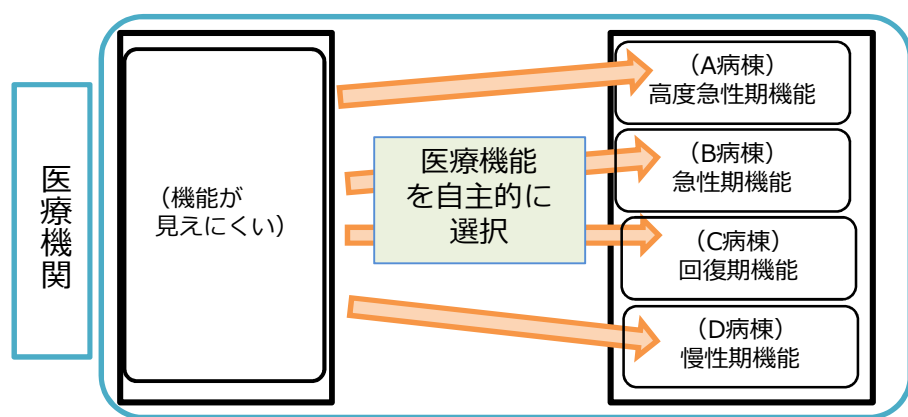
当面の議論の進め方

時期	主体	会議内容	議論の進め方
H29年 3月	全体 会	地域医療構想調整会議 （8区域ごと） ○構想の概要説明 ○病床機能報告及び医療提供体制の現 状にかかる認識共有 ○平成28年度総合確保基金の報告	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 2px;">前回協議</p> <p>I 地域の医療提供体制の現 状と将来目指すべき姿の認 識共有</p> </div>
5~6月	全体 会	地域医療構想調整会議 （8区域ごと） ○病床機能報告に関する情報共有 ○平成29年度総合確保基金の報告 ○次年度総合確保基金に係る提案事業の検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 2px;">本日のテーマ</p> <p>II 地域医療構想を実現する 上での課題の抽出</p> <p>III 具体的な病床の機能の分 化及び連携の在り方の議論</p> <p>IV 総合確保基金を活用した 具体的な事業の議論</p> </div>
8~9月 又は 随時	専門 部会	地域医療構想調整会議専門部会 （2専門部会を8区域ごとに開催） ○次年度総合確保基金に係る提案事業の検 討・とりまとめ 等	
10月	医療 機関	各医療機関において病床機能制度における報告	医療機能の現状と今後の方向を報告
年内	県	各構想区域における対応を踏まえた総合確保基 金の県計画（案）の取りまとめ	医療機関の自主的な機能分化連携を推進

※「総合確保基金」…地域医療総合確保基金

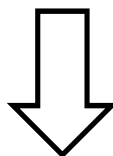
地域医療構想について

- 医療介護総合確保推進法による医療法の改正により、平成27年4月から、都道府県は「地域医療構想」を策定することとされた。
- 地域医療構想は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 本県では構想策定に向け、県内8地域の構想策定調整会議において各3回に渡り検討を進め、医療計画部会での検討、関係団体への意見聴取、医療審議会の答申を経て、現状の二次医療圏をベースとした8構想区域ごとに、平成28年10月「秋田県地域医療構想」を策定した。



「病床機能報告制度」

医療機能の現状と今後の方向を報告



都道府県

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

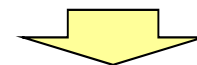
(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・ 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と必要病床数を推計
- ・ 在宅医療等の医療需要を推計
- ・ 都道府県内の構想区域（2次医療圏が基本）単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等



- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

秋田県地域医療構想調整会議の設置

秋田県地域医療構想調整会議

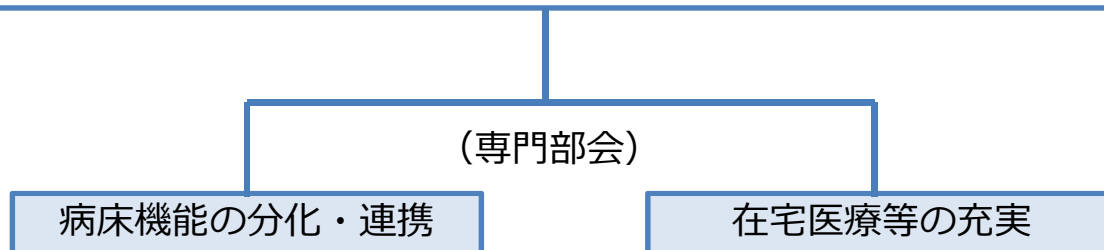
○ 設置形態

- ・ 構想区域ごとに設置（二次医療圏と同じ8区域）
- ・ 医療連携体制等を検討する場合、**複数地域の会議を合同で開催**することも想定。
- ・ 必要に応じて調整会議の下に「**専門部会**」を設置。
 - ⇒ 個別分野（病床機能の分化・連携、在宅医療等の充実）について、具体的な検討を行う。

○ 協議事項

毎年報告される病床機能報告のデータや構想区域内の医療機関の状況について、情報共有を図りながら、次の事項を協議。

- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ② 在宅医療等の充実に関する協議
- ③ 都道府県計画（地域医療介護総合確保基金）に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

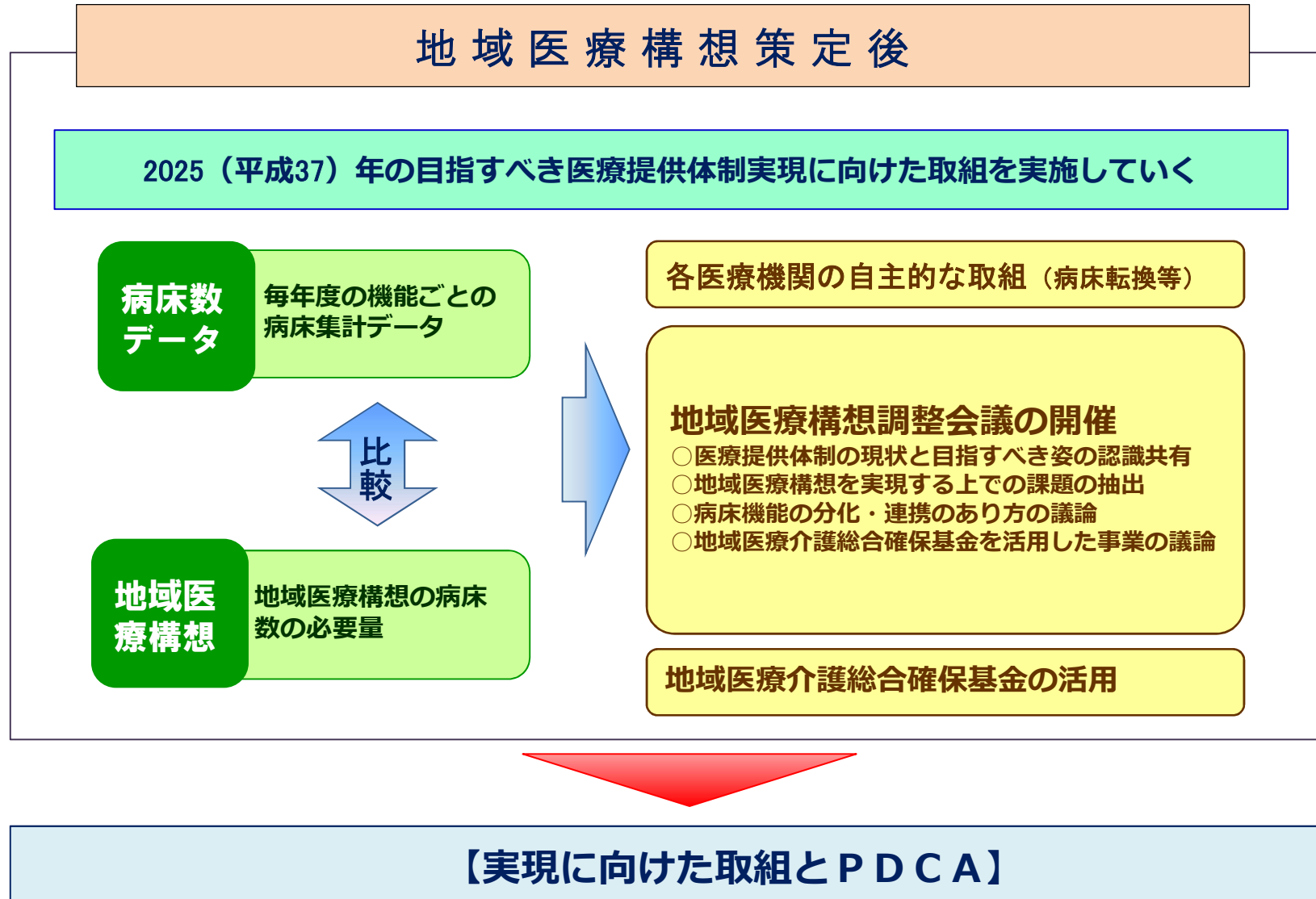


構想の実現に向けた関係者の役割

関係者	役割
各医療機関	現状の医療提供体制や目指すべき姿の認識や課題を共有しながら、医療機能の分化・連携に自主的に取り組む。
県	調整会議を開催し、将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策・事業を推進
市町村	在宅医療等の充実や地域包括ケアシステム構築に向けた施策・事業の実施
関係団体	専門的な知見に基づいた施策提案や行政や関係機関と連携した事業の実施
医療保険者	レセプトデータ分析などを通じて、効果的な施策を提案
受療者	適切な受療行動を行うための情報提供に関する意見の提案
介護事業者等	地域の実情に応じた在宅医療等の充実や地域包括ケアシステム構築に向けた施策提案

～ 構想実現に向けた課題を共有 ～

構想策定後の取組（まとめ）



1. まず、**医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議**を行い、機能分化・連携を進める。
都道府県は、**地域医療介護総合確保基金を活用**。
2. 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた**都道府県知事の役割**を適切に発揮。

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP2 「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「**地域医療介護総合確保基金**」を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。

- ・ 病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助等を実施。

将来の方向性を踏まえた、自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、機能分化・連携を推進。

【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① **地域で既に過剰**になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、**転換の中止の要請・勧告**（民間医療機関）及び命令（公的医療機関）
- ② 医療機関に対して、**不足している医療機能を担うよう、要請・勧告**（民間医療機関）及び指示（公的医療機関）
- ③ 新規開設の医療機関に対して、地域医療構想の達成に資する条件を付けて許可
- ④ 稼働していない病床の削減を要請・勧告（民間医療機関）及び命令（公的医療機関）

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。

【過剰な医療機能への転換の中止等】

【不足する医療機能への転換等の促進】

【非稼働病床の削減】

